

附属資料

1 用語解説

あ 行

ICT(Information & Communications Technology)

情報通信技術のこと。介護の現場において、モバイル端末により、利用者の情報をスタッフ間で共有するほか、センサーによる見守りや、勤務シフトの作成等、業務の効率化が期待される。

アセスメント

ケアマネジメントの過程で、ケアプランを作成するための基本情報として、利用者の心身の状態や本人・家族の希望等を把握すること。

運動器(運動器機能)

動くことに関わる骨、筋肉、関節、神経などの総称。

ADL(Activities of Daily Living)

日常生活動作能力(日々の生活を送るために共通して繰り返す、様々な基本的かつ具体的な活動)のこと。

か 行

介護ボランティアポイント

取組みに応じてポイントが付与されるボランティア制度。支援活動の内容、ポイントの交換対象などは、実施する市町村によって異なる。

キャラバン・メイト

認知症サポーターを養成する「認知症サポーター養成講座」の講師役を務め、所定のキャラバン・メイト養成研修を受講し、全国キャラバン・メイト連絡協議会に登録された者。

協議体

定期的な情報共有・連携強化の場。行政機関、コーディネーター、地域の関係者等、意欲ある住民等から構成される。

ケアプランチェック(ケアプラン点検)

介護支援専門員(ケアマネジャー)が作成したケアプランが、ケアマネジメントのプロセスを踏まえた「自立支援」に資する適切なケアプランとなっているかを、保険者が検証確認すること。

ケアマネジメント

介護支援専門員(ケアマネジャー)が介護を必要とする高齢者やその家族と面接して、その人に合わせた様々なサービスを組み合わせたマネジメントを行うこと。

健康寿命

介護等を必要とせず、日常的に制限なく自立した生活ができる期間。

言語聴覚士

厚生労働大臣の免許を受け、言語聴覚士の名称を用いて、音声機能、言語機能または聴覚に障害のある者についてその機能の維持向上を図るため、言語訓練その他訓練、これに必要な検査及び助言、指導その他の援助を行う者。

口腔機能

かみ砕く・飲み込む・発音など、主に「食べる」「話す」に関わる機能。

構想区域(2次医療圏)

高度・特殊な医療を除く一般的な入院医療サービス等の提供が可能な圏域のこと。1次医療圏を「住民の日常的な疾病や外傷等の診断・治療、疾病の予防、健康管理などに関する保健医療サービスを提供する圏域」、3次医療圏を「高度・特殊な医療や、広域的に実施すべき保健医療サービス等の提供と確保を行う圏域」としている。

高齢社会白書

高齢社会対策基本法に基づき、平成8年から毎年政府が国会に提出している年次報告書のこと。高齢化の状況や政府が講じた高齢社会対策の実施の状況、また、高齢化の状況を考慮して講じようとする施策について明らかにしているもの。

高齢者サロン

高齢者の方が、身近な場所で気軽に集まり、楽しくふれあい交流することができる場のこと。地域の「お茶の間」や「たまり場」として、元気な高齢者を始め地域住民等が自主的に運営している。

高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)

高齢者が地域の中で自立して安全かつ快適な生活を営むことができるように配慮された公的な賃貸住宅のこと。住宅は、トイレ、浴室等を高齢者の身体状況を考慮した構造とし、緊急通報システムを設置するなど安全面での配慮を行うとともに、配置された生活援助員が生活相談、安否確認、緊急時の対応などを行う。

コーホート要因法

「自然増減」(出生と死亡)及び「純移動」(転出入)の二つの「人口変動要因」それぞれについて将来値を仮定し、それに基づいて将来人口を推計する方法。

さ 行

作業療法(作業療法士)

厚生労働大臣の免許を受け、作業療法士の名称を用いて、医師の指示のもとに身体又は精神に障害のある人に対し、主に手先を使う作業療法(手芸、工芸、治療的ゲーム等)を用いた、日常生活を営むための訓練を行う者。

事業者連絡会

介護サービスの質の向上や、情報交換、行政との連絡・連携などを目的として設立された連絡会のこと。事業者連絡会は介護サービスを提供している事業者により構成・運営され、サービスの質の向上のための研修会や、意見交換などを行う。

就労加算

介護従事者就労支援補助金のこと。介護職員初任者研修受講支援補助金を受けた方(もしくは「田原市減免者」に該当する方)で、市町村税の滞納がなく、研修修了後1年以内に東三河地域の介護事業所に新たに就労し、1年以上継続して勤務した方に対して就労支援補助金を交付する。

就労的活動支援コーディネーター

就労的活動の場を提供できる民間企業・団体等と就労的活動の取組を実施したい事業者等とをマッチングし、高齢者個人の特性や希望に合った活動をコーディネートすることにより、役割がある形での高齢者の社会参加等を促進する者。

生活援助員

高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)に居住する高齢者に対し、生活指導・相談、安否の確認、一時的な家事援助、緊急時の対応等のサービスを提供することによって、高齢者が自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう、その在宅生活を支援する者。

生活機能

家庭における、歩行や移動、食事、更衣、入浴、排泄、整容などの身のまわりの基本的な身体動作を指す。

生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援等サービスの体制整備を推進していくことを目的に、地域において、生活支援等サービスの提供体制の構築に向け資源(サービス)開発や関係者間のネットワークの構築を行う者。

生活支援ボランティア

高齢者が住み慣れた地域で暮らしていけるよう、日常のちょっとした困りごとの手伝いを“できるときに、できることを、できるひと”が行う身近な地域のボランティアによる支援活動のこと。活動内容は、ゴミ出し・電球交換・外出支援などさまざまで、困りごとの手助けだけでなく、活動を通じて高齢者の安否確認や住民同士が顔見知りになることで関係性ができ、日頃の見守りや防犯、災害時の支援等につながるなどの効果もある。

生産年齢

労働力の中核をなす15歳以上65歳未満を指す。

成年後見制度

認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が十分ではない人の権利を擁護し生活を支援するため、家庭裁判所により選任された後見人が財産管理や身上監護を行う法制度。

世帯主率法

世帯数が世帯主数に等しいことを利用して人口に世帯主率(人口に占める世帯主数の割合)を乗じることによって世帯数を求める手法。

た 行

団塊の世代

第二次世界大戦後のベビーブームである昭和22(1947)年から昭和24(1949)年に生まれた世代。

団塊ジュニア

団塊世代の子世代。昭和46(1971)年から昭和49(1974)年に生まれた世代。

地域医療構想

2025年に向け、病床の機能分化・連携を進めるために、医療機能ごとに2025年の医療需要と病床の必要量を推計し定めるもの。

地域カルテ

身近な地域ごとの、人口をはじめとした基礎的な統計情報を示し、地域の特徴や地域活動情報等をまとめたもの。

地域ケア会議

市町村や地域包括支援センターが多職種で高齢者への適切な支援と必要な支援体制を検討する会議。個別ケースの解決を行う個別会議と地域課題の解決や施策形成等に繋げる推進会議がある。

地域包括支援センター運営協議会

市町村により設置され、地域包括支援センターや市町村の意思決定に関与するもの。利用者や被保険者の意見が反映させることができるよう、医師、看護師、介護支援専門員、介護保険の被保険者等から構成される。

チームオレンジ

市町村がコーディネーターを配置し、地域において把握した認知症の方の悩みや家族の身近な生活支援ニーズ等と認知症サポーター(基本となる認知症サポーター養成講座に加え、ステップアップ研修を受講した者)を中心とした支援者をつなぐ仕組み。

チームオレンジコーディネーター

市町村により配置され、ニーズ把握、チームづくり、支援ニーズとのマッチングや仕組みづくりに関する検討会の開催を行う者。

超高齢社会

65歳以上の人口の割合が全人口の21%を占めている社会を指す。65歳以上の人口が、全人口に対して7%を超えると「高齢化社会」、14%を超えると「高齢社会」、21%を超えると「超高齢社会」という。

な 行

認知機能

理解、判断、論理などの知的機能のこと。物忘れにみられるような記憶の障害のほか、判断・計算・理解・学習・思考・言語などを含む脳の高次の機能に障害がみられるが、その障害がみられる脳の機能として認知機能と表現される。

認知症家族交流会

認知症の人を抱える家族同士が、情報交換や相談を通して、介護負担の軽減やリフレッシュ、認知症の人との安定した生活が営めるよう支え合うことを目的に開催される交流会。

認知症カフェ

認知症の人やその家族、医療や介護の専門職、地域の人など、誰もが気軽に参加できる「集いの場」のこと。

認知症サポーター

地域、企業、学校等において、認知症に関する正しい理解や認知症高齢者に対する接し方について学ぶ「認知症サポーター養成講座」の修了者で、認知症の人や家族を温かく見守る応援者のこと。

認知症初期集中支援チーム

医療・介護の専門職が家族の相談等により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、必要な医療や介護の導入・調整や、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを行うチームのこと。

認知症地域支援推進員

市町村において、医療機関・介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐコーディネーターとしての役割を担う認知症地域支援推進員を配置し、認知症地域支援推進員を中心に取組を行う者。

年齢階級

5歳毎等に階級を設けたもの。

は 行

フレイル(フレイル対策)

加齢に伴い心身のはたらき、社会的なつながりが弱くなった状態を指す。要介護状態に至る前段階として位置づけられるが、身体的脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性などの多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。そのような状態に陥らないよう、栄養(食・口腔機能)・運動・社会参加がフレイル対策として重要。

訪問介護員(ホームヘルパー)

在宅の高齢者等の家庭を訪問して、介護や生活支援を行う者。介護福祉士等の資格が必要。

ま 行

民生委員

民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員(任期3年、無報酬)で、児童福祉法に定める児童委員を兼ねている。一定の区域を担当し、自らも地域住民の一員という性格をもって住民の見守りや相談活動、福祉サービスの情報提供などを行う。

や 行

要介護等認定率

被保険者に対する要介護・要支援認定者の割合。通常は第1号被保険者に対する第1号被保険者の要介護・要支援認定者の割合を示す。

ら 行

理学療法(理学療法士)

厚生労働大臣の免許を受け、理学療法士の名称を用い、身体に障害のある人に対して、医師の指示のもと、運動療法や物理療法(熱や電気、水などを用いた療法)等を用いた機能回復訓練を行う者。

リハビリテーション専門職

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士など、身体機能回復に関連する仕事を行う者。

レスパイト・レスパイトケア

高齢者を在宅で介護をする家族が、一時的に介護から離れ休息(レスパイト)をとり、心身の疲れをとるための支援(レスパイトケア)。通所介護や短期入所生活介護等がレスパイトケアに資するサービスに該当する。

老人福祉圏域

介護保険法第118条第2項1号の規定により、都道府県が介護給付等サービスの種類ごとの量の見込みを定める単位として設定するもの。

老老介護

家庭の事情などにより、要介護状態の高齢者を高齢である家族等が介護している状態のこと。

2 東三河広域連合介護保険事業運営委員会

① 設置要綱

(設置)

第1条 介護保険事業の事業推進等において、関係機関や被保険者の意見等を反映させるため、東三河広域連合介護保険事業運営委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 介護保険事業計画に関する事。
- (2) 地域密着型サービスの運営等に関する事。
- (3) 地域包括支援センターの設置等に関する事。
- (4) その他介護保険事業の運営等に関する事。

(委員の構成)

第3条 委員会は、委員16名以内で組織する。

2 委員は、「医療や介護、高齢者福祉に関わる各分野の専門家」や「介護保険や高齢者福祉に関心のある被保険者」から広域連合長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和4年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は委員会を総括する。
- 3 委員長は、あらかじめ副委員長として委員を1人指名するものとする。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、必要に応じ会議に関係者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 計画策定に係る具体的な事項その他介護保険事業について検討、協議するため、必要に応じて委員会に専門部会を置くことができる。

2 前項の専門部会は委員の中から委員長が指名する者をもって構成する。

(会議の公開)

第8条 会議は原則公開するものとする。ただし、委員長は委員会に諮り、会議を非公開とすることができる。

2 会議を公開するとき、会議の傍聴に関し必要な事項は広域連合長が別に定める。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、福祉事業部介護保険課に置く。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会に諮って委員長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

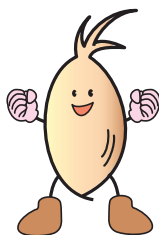
附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

② 委員名簿

市町村名	選出区分		氏 名(敬称略)
豊橋市	医療関係者	豊橋市医師会 理事	芳 賀 勝
	介護保険施設関係者	特別養護老人ホームさわらび荘 施設長	太 田 育 郎
	介護サービス事業関係者	豊橋市医師会訪問看護ステーション 管理者	小 椋 泰 子
		赤岩荘地域包括支援センター 管理者	林 紀 和
	学識経験者	豊橋創造大学保健医療学部看護学科 教授	蒔 田 寛 子
豊川市	医療関係者	豊川市医師会 顧問 豊川市医師会 副会長	大 石 明 宣 可 知 裕 章(R2~)
		豊川市歯科医師会 専務理事 豊川市歯科医師会 専務理事	川 合 史 洋 足 立 孝 弘(R2~)
	介護サービス事業関係者	有限会社ウェルネス 事務長 豊川市介護保険関係事業者連絡協議会 会長	平 田 節 雄 平 野 一 彦(R2~)
蒲郡市	医療関係者	蒲郡市薬剤師会 会長 蒲郡市薬剤師会 副会長	尾 崎 佳 雅 長 澤 康 嗣(R2~)
	介護サービス事業関係者	ひかりの森 管理者	大 森 靖 子
新城市	医療関係者	新城市医師会 理事	熊 谷 亮
田原市	介護保険施設関係者	社会福祉法人福寿園 常務理事	古 田 周 作
設楽町	介護サービス事業関係者	グループホーム設楽の家 館長 デイサービスセンターしたら 施設長	鈴 木 肇 子 坂 口 妙 子(R2~)
東栄町	介護サービス事業関係者	東栄町地域包括支援センター センター長 東栄町地域包括支援センター センター長	長 谷 五 子 岸 谷 万 左 江(R2~)
	公募委員	公募委員	外 山 守
豊根村	福祉団体関係者	豊根村社会福祉協議会 事務局長 豊根村社会福祉協議会 事務局長	中 谷 勇 夫 松 村 寿 成(R1.9~)

東三河広域連合 第8期介護保険事業計画



令和3年3月

発 行 ●東三河広域連合

編 集 ●東三河広域連合介護保険課

〒440-0806 豊橋市八町通二丁目16番地

[豊橋市職員会館5階]

電話(0532)26-8460

-
- 第1章及び第6章に掲載の地図は、ArcGISデータコンテンツ スターターパック2019 (c)Esri Japan を使用しています。
 - この冊子は、カラーユニバーサルデザインに対応しています。